

「いかわフォトコンテスト」募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、井川町の魅力について写真を用いて広く発信し、町のPRを推進するために行うInstagramフォトコンテストの実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施方法)

第2条 フォトコンテストは、写真共有ソーシャル・ネットワーキング・サービスのInstagramを用いて実施するものとする。

(テーマ)

第3条 フォトコンテストのテーマは、「彩」とし、井川町や井川町に関連したものの写真で、応募者自身が、「彩(いろどり)」だと感じるものとする。観光地、施設、風景、グルメ、農産物など分野は問わない。

(募集期間)

第4条 フォトコンテストの実施期間は、令和4年9月10日から令和5年1月16日までとする。

(応募方法)

第5条 フォトコンテストの応募者は、次の各号に掲げる要件を遵守し、テーマに沿った写真をInstagramへ投稿するものとする。

(1) 応募者のInstagramのアカウントを公開していること。

(2) 井川町の公式Instagram(@ikawatown_official)をフォローしていること。

2 応募の際は、「#いかわフォトコン2022」とつけて投稿するものとする。なお、同ハッシュタグの他、複数のハッシュタグをつけることは差し支えない。

(応募の条件等)

第6条 応募の回数は、異なる写真の応募であれば制限を設けない。ただし、1回の投稿で複数枚写真を掲載している場合は、1枚目の写真を応募作品として扱うこととする。

2 人物を撮影した写真は、被写体となった者の了解を得たもののみ応募することができる。

3 写真は、解像度変更、ホワイトバランス補正、トリミング補正、色調補正な

ど加工を施して応募することができるが、合成など著しい加工を施した写真は応募することができない。

- 5 立ち入り禁止区域、著しく危険な場所からの撮影は行わないこととする。なお、撮影中の事故については、町は一切の責任を負わないこととする。
- 6 応募期間中に投稿者がアカウントを削除した場合や自身が撮影していない写真を応募するなど、不正が発覚した場合は応募を無効とする。

(費用の負担)

第7条 写真を投稿する際に必要なインターネットの通信料については、応募者が負担するものとする。

(選定及び報償等)

第8条 第5条及び第6条の要件を満たす投稿のうち、町のPR推進に資すると認められる写真を5点選定し、最優秀賞1点、優秀賞2点、特別賞2点を決定する。

- 2 前項の選定に対し、応募者は一切の異議を申し立てることができないものとする。
- 3 受賞者には、報償として賞の結果に応じて、商品券と町特産品を提供する。
- 4 報償の発送は日本国内に限るものとする。
- 5 第5条及び第6条の要件を満たしていない写真は、選定の対象外とする。

(受賞者の公表)

第9条 町はインスタグラムのダイレクトメッセージ機能を利用し、受賞者にその旨を連絡するものとする。これに対し、受賞者は氏名、電話番号、報償品発送先の住所を町が指定する日まで連絡するものとする。

- 2 町が指定した日までに連絡がない場合は、受賞の権利が失効するものとする。

(受賞者の公表)

第10条 町は、受賞者が決定した後、投稿された写真及び受賞者のアカウント名を町広報誌、ホームページ、町公式インスタグラムにおいて公表するものとする。

(個人情報の保護)

第11条 町は、応募者の個人情報を厳重に管理し、報償品の発送以外の目的のために利用しないものとする。

(著作権等)

第12条 応募されたすべての写真の著作権は応募者に帰属するが、必要に応じてトリミング等の調整を行い、町ホームページ、町公式インスタグラム、町広報誌、町が発行する印刷物、町が関与するイベントでの展示等、町のPRの用途の際、無償で利用することができるものとし、応募者はその旨同意したものとす。

2 投稿された写真において肖像権や著作権等、第三者の権利侵害があった場合は、町は一切責任を負わず、応募者の責任によって解決するものとする。

(損害に対する責任)

第13条 町は、第1条の趣旨のもとにフォトコンテストが行われることに鑑み、応募者の投稿により生じた損害等に対する責任は、その原因のいかんを問わずこれを負わないものとする。

(その他)

第14条 フォトコンテスト実施に係る事務は、総務課企画調整班において行う。